

○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示

(昭和三十七年五月四日)

(運輸省告示第四百十号)

改正	昭和三十七年	十一月	一日	運輸省告示	第	三九九号
	同	三十八年	三月一二日	同	第	八三号
	同	三十八年	六月一日	同	第	一七八号
	同	三十八年	七月一五日	同	第	二一八号
	同	三十九年	一月三〇日	同	第	二七号
	同	三十九年	二月二九日	同	第	七四号
	同	三十九年	四月一日	同	第	一一五号
	同	三十九年	六月一五日	同	第	二一八号
	同	三十九年	六月三〇日	同	第	二四九号
	同	三十九年	七月一日	同	第	二五三号
	同	三十九年	七月一日	同	第	二五四号
	同	三十九年	十一月九日	同	第	四一二号
	同	三十九年	十二月一日	同	第	四四一号
	同	四〇年	三月二五日	同	第	一〇三号
	同	四〇年	七月三日	同	第	二二四号
	同	四〇年	九月一日	同	第	三〇四号
	同	四〇年	十一月二六日	同	第	四一三号
	同	四〇年	十二月七日	同	第	四三三号
	同	四一年	二月一日	同	第	二九号
	同	四一年	三月一日	同	第	六二号
	同	四一年	三月二六日	同	第	九〇号
	同	四一年	六月一六日	同	第	一七八号
	同	四一年	六月二九日	同	第	二〇九号
	同	四一年	七月七日	同	第	二二三号
	同	四一年	九月二八日	同	第	二九七号
	同	四一年	十一月八日	同	第	三四八号
	同	四二年	四月一五日	同	第	一〇二号
	同	四二年	五月一日	同	第	一三〇号

同 四二年 七月 七日同	第 一八五号
同 四二年 七月二四日同	第 二〇五号
同 四二年 八月一四日同	第 二二二号
同 四二年一〇月 七日同	第 二八八号
同 四二年一二月一四日同	第 三五六号
同 四二年一二月一九日同	第 三六三号
同 四二年一二月二五日同	第 三八〇号
同 四三年 一月 五日同	第 三 号
同 四三年 一月一八日同	第 一七号
同 四三年 三月二九日同	第 九二号
同 四三年 四月一三日同	第 一〇九号
同 四三年 五月一〇日同	第 一三七号
同 四三年 五月三〇日同	第 一六四号
同 四三年 七月二四日同	第 二三三号
同 四三年一二月一〇日同	第 三九九号
同 四四年 三月二二日同	第 七七号
同 四四年 五月 九日同	第 一二三号
同 四四年 六月二八日同	第 一七二号
同 四四年 七月一九日同	第 一九九号
同 四四年 八月二二日同	第 二三九号
同 四四年一一月一一日同	第 三〇九号
同 四四年一二月一〇日同	第 三三六号
同 四五年 三月 四日同	第 六七号
同 四五年 五月 九日同	第 一二九号
同 四五年一〇月二六日同	第 二八七号
同 四五年一一月一一日同	第 三〇七号
同 四六年 三月一一日同	第 七四号
同 四六年 三月二四日同	第 九九号
同 四六年 四月二三日同	第 一三八号
同 四六年 五月 七日同	第 一五九号
同 四六年 六月一一日同	第 二一一号

同 四六年 六月三〇日同	第 二三四号
同 四六年 七月二七日同	第 二六六号
同 四六年一〇月一二日同	第 三六五号
同 四六年十一月二七日同	第 四一四号
同 四七年 二月一七日同	第 四六号
同 四七年 三月二九日同	第 九九号
同 四七年 五月一三日同	第 一六八号
同 四七年 七月二〇日同	第 二六六号
同 四八年 一月一一日同	第 七号
同 四八年 二月二七日同	第 七二号
同 四八年 四月二六日同	第 一五六号
同 四八年 六月一六日同	第 二四五号
同 四八年 七月三〇日同	第 三〇六号
同 四九年 五月一四日同	第 一七一号
同 四九年 八月 九日同	第 三一七号
同 四九年一〇月一四日同	第 四二七号
同 五〇年 二月一二日同	第 七五号
同 五〇年 四月二四日同	第 一九七号
同 五〇年一〇月 三日同	第 四五四号
同 五〇年一〇月 六日同	第 四六三号
同 五二年 三月二三日同	第 一五九号
同 五二年 四月二〇日同	第 二一九号
同 五二年 六月 七日同	第 二九八号
同 五二年十一月 四日同	第 五五五号
同 五二年十二月一九日同	第 六五五号
同 五三年 一月 六日同	第 三号
同 五三年 二月二一日同	第 一〇四号
同 五三年 三月二五日同	第 一六一号
同 五三年 三月二九日同	第 一七八号
同 五三年 八月 一日同	第 三八四号
同 五三年一〇月 四日同	第 四九七号

同 五三年一一月 二日同	第 五六三号
同 五四年 五月一五日同	第 二七一号
同 五四年 九月一三日同	第 五一七号
同 五四年一〇月 三日同	第 五五八号
同 五五年一〇月一八日同	第 四九七号
同 五六年 一月二二日同	第 四〇号
同 五六年 四月二三日同	第 二〇九号
同 五六年 五月一四日同	第 二四五号
同 五六年 五月二一日同	第 二五六号
同 五六年 八月 六日同	第 三五八号
同 五六年一二月一五日同	第 五五六号
同 五七年 九月三〇日同	第 四六〇号
同 五七年一〇月二八日同	第 五二二号
同 五八年 一月二一日同	第 三九号
同 五八年 三月一七日同	第 一一〇号
同 五八年 七月 七日同	第 三〇六号
同 五八年 八月 四日同	第 三四五号
同 五八年 九月 一日同	第 三九八号
同 五八年 九月二九日同	第 四五七号
同 五八年一〇月二七日同	第 五二七号
同 五八年一二月二二日同	第 六四八号
同 五九年 二月一六日同	第 九五号
同 五九年 四月一二日同	第 一九〇号
同 五九年 五月一〇日同	第 二五一号
同 五九年 六月 七日同	第 三二一号
同 五九年 八月三〇日同	第 四五五号
同 五九年一一月二二日同	第 六〇三号
同 六〇年 一月一七日同	第 一八号
同 六〇年 三月一四日同	第 一二一号
同 六〇年 八月 一日同	第 三二二号
同 六〇年 八月二九日同	第 三七八号

同	六一年	一月一六日同	第	一七号
同	六一年	七月三一日同	第	三四七号
同	六一年	一〇月二三日同	第	四九五号
同	六二年	二月一二日同	第	八七号
同	六二年	四月二三日同	第	二七三号
同	六二年	一〇月二二日同	第	五三六号
同	六二年	一二月一七日同	第	六四六号
同	六三年	一月一四日同	第	一〇号
同	六三年	二月一五日同	第	八六号
同	六三年	六月二日同	第	二六〇号
同	六三年	六月三〇日同	第	三一三号
同	六三年	十一月一七日同	第	五四五号
同	六三年	一二月二三日同	第	六〇七号
平成	元年	三月九日同	第	一〇一号
同	元年	六月二九日同	第	三六一号
同	元年	一〇月一九日同	第	五七五号
同	元年	十一月一六日同	第	六三五号
同	二年	七月二六日同	第	三八〇号
同	二年	九月二〇日同	第	四六三号
同	二年	一〇月一八日同	第	五一一号
同	三年	二月七日同	第	七七号
同	三年	三月七日同	第	一二八号
同	三年	三月三〇日同	第	一八九号
同	三年	六月六日同	第	三〇五号
同	三年	八月二二日同	第	四三三号
同	三年	九月一九日同	第	四八四号
同	三年	十一月一四日同	第	六〇三号
同	四年	三月五日同	第	一二四号
同	四年	十一月一二日同	第	五九八号
同	五年	二月四日同	第	九一号
同	五年	四月二八日同	第	二六〇号

同	五年 五月二七日同	第 三二四号
同	五年 九月一六日同	第 五四八号
同	五年一〇月一四日同	第 六二四号
同	五年十一月一日同	第 六六三号
同	六年 一月一四日同	第 二二号
同	六年 三月 三日同	第 一四一号
同	六年 三月三一日同	第 二三三号
同	六年 五月二六日同	第 三六三号
同	六年 六月二三日同	第 四一五号
同	六年一二月 八日同	第 七八一号
同	八年 二月二九日同	第 九四号
同	八年一〇月 九日同	第 五九四号
同	九年 一月三〇日同	第 四六号
同	一〇年 六月一八日同	第 三〇七号
同	一〇年 七月一六日同	第 三六八号
同	一〇年十一月 五日同	第 六一七号
同	一一年 二月二五日同	第 一〇二号
同	一一年一〇月 七日同	第 六五四号
同	一二年 四月二〇日同	第 二一三号
同	一二年一〇月 五日同	第 三二九号
同	一三年 二月二二日国土交通省告示	第 一三六号
同	一三年 三月二二日同	第 二八五号
同	一三年 八月 九日同	第一三一一号
同	一三年 九月 六日同	第一三九六号
同	一三年十一月 一日同	第一六一八号
同	一四年 二月二一日同	第 九七号
同	一四年 四月 一日同	第 二八二号
同	一四年 八月 八日同	第 六九八号
同	一四年 九月 五日同	第 七八五号
同	一四年一〇月三一日同	第 九五五号
同	一五年 二月二〇日同	第 一三六号

同 一五年 四月一七日同	第 四三三号
同 一五年 五月一五日同	第 六三五号
同 一五年 八月 七日同	第一一五八号
同 一五年 九月 四日同	第一二六四号
同 一五年一〇月 二日同	第一三三八号
同 一五年一〇月三〇日同	第一四二四号
同 一五年一二月二五日同	第一六三〇号
同 一五年一二月二五日同	第一六三一号
同 一六年 四月 一日同	第 四二八号
同 一六年 六月一〇日同	第 六四三号
同 一六年 九月 二日同	第一〇五四号
同 一六年十一月二五日同	第一四五四号
同 一七年 二月 二日同	第 一二九号
同 一七年 七月二一日同	第 六九二号
同 一七年 九月 一日同	第 九二八号
同 一七年一二月二二日同	第一四六九号
同 一八年 二月一六日同	第 二六六号
同 一八年一二月二一日同	第一五一八号
同 一九年 六月 七日同	第 七九四号
同 一九年 八月三〇日同	第一一五五号
同 二〇年 六月一八日同	第 七五六号
同 二〇年一〇月二三日同	第一二七五号
同 二〇年十一月二〇日同	第一三六二号
同 二一年 一月一五日同	第 三七号
同 二一年 三月一二日同	第 二六八号
同 二一年 五月 七日同	第 五〇六号
同 二一年 八月二七日同	第 九五六号
同 二二年 三月一一日同	第 一八三号
同 二二年 三月三〇日同	第 二五六号
同 二三年 六月 二日同	第 五八七号
同 二三年 八月二五日同	第 八五五号

同 二三年 八月二五日同	第 八五六号
同 二三年十一月一七日同	第一一八八号
同 二五年 二月 七日同	第 一二一号
同 二五年 九月一九日同	第 八六七号
同 二八年 二月 四日同	第 二八五号
同 二八年 九月一五日同	第一〇六八号
令和 元年 五月二三日同	第 六四号
同 二年 二月二七日同	第 一九〇号
同 四年十一月 二日同	第一〇九八号
同 五年 二月二二日同	第 一二四号

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十一項及び第十二項の規定に基づき、航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示を次のように定め、航空交通管制区及び航空交通管制圏に関する告示(昭和三十四年運輸省告示第二百六十号)は、廃止する。

航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示

航空交通管制区、航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏を次のように指定する。

1 航空交通管制区 次に掲げる空域のうち航空交通管制圏以外のもの

A 次表左欄に掲げる空港等の同表右欄に掲げる標点を中心とする半径36kmの円内の区域の直上空域で地表又は水面から200m以上のもの(北緯45° 45' の線の北側にあるもの、N44° 30' E145° 40' の地点及びN43° 20' E145° 50' の地点を端点とする北海道と国後島の間の中間地点を結ぶ線の東側にあるもの、N34° 40' E129° 10' の地点とN32° 30' E127° 30' の地点とを結ぶ直線の西側にあるもの及び東経124° の線の西側にあるものを除く。)

空港等	標点
稚内空港	N45° 24' E141° 48'
利尻空港	N45° 15' E141° 11'
紋別空港	N44° 18' E143° 24'
女満別空港	N43° 53' E144° 10'
旭川空港	N43° 40' E142° 27'
中標津空港	N43° 35' E144° 58'

札幌飛行場	N43° 07' E141° 23'
釧路空港	N43° 02' E144° 12'
十勝飛行場	N42° 53' E143° 10'
千歳飛行場	N42° 48' E141° 40'
新千歳空港	N42° 47' E141° 42'
帯広空港	N42° 44' E143° 13'
奥尻空港	N42° 04' E139° 26'
函館空港	N41° 46' E140° 49'
大湊飛行場	N41° 14' E141° 08'
青森空港	N40° 44' E140° 41'
三沢飛行場	N40° 42' E141° 22'
八戸飛行場	N40° 33' E141° 28'
大館能代空港	N40° 12' E140° 22'
秋田空港	N39° 37' E140° 13'
花巻空港	N39° 26' E141° 08'
庄内空港	N38° 49' E139° 47'
山形空港	N38° 25' E140° 22'
松島飛行場	N38° 24' E141° 13'
仙台空港	N38° 08' E140° 55'
新潟空港	N37° 57' E139° 07'
能登空港	N37° 18' E136° 58'
福島空港	N37° 14' E140° 26'
富山空港	N36° 39' E137° 11'
宇都宮飛行場	N36° 31' E139° 52'
小松飛行場	N36° 24' E136° 24'
百里飛行場	N36° 11' E140° 25'
隠岐空港	N36° 11' E133° 19'
松本空港	N36° 10' E137° 55'
福井空港	N36° 09' E136° 13'

入間飛行場	N35° 51' E139° 25'
下総飛行場	N35° 48' E140° 01'
成田国際空港	N35° 46' E140° 23'
立川飛行場	N35° 43' E139° 24'
調布飛行場	N35° 40' E139° 32'
東京都東京ヘリポート	N35° 38' E139° 50'
東京国際空港	N35° 33' E139° 47'
鳥取空港	N35° 32' E134° 10'
但馬飛行場	N35° 31' E134° 47'
美保飛行場	N35° 30' E133° 14'
厚木飛行場	N35° 27' E139° 27'
出雲空港	N35° 25' E132° 53'
木更津飛行場	N35° 24' E139° 55'
岐阜飛行場	N35° 24' E136° 52'
名古屋飛行場	N35° 15' E136° 55'
館山飛行場	N34° 59' E139° 50'
中部国際空港	N34° 52' E136° 48'
静浜飛行場	N34° 49' E138° 18'
静岡空港	N34° 48' E138° 11'
大阪国際空港	N34° 47' E135° 26'
大島空港	N34° 47' E139° 22'
岡山空港	N34° 45' E133° 51'
浜松飛行場	N34° 45' E137° 42'
石見空港	N34° 41' E131° 47'
神戸空港	N34° 38' E135° 13'
八尾空港	N34° 36' E135° 36'
明野飛行場	N34° 32' E136° 40'
広島空港	N34° 26' E132° 55'
関西国際空港	N34° 26' E135° 14'

新島空港	N34° 22' E139° 16'
対馬空港	N34° 17' E129° 20'
高松空港	N34° 13' E134° 01'
神津島空港	N34° 11' E139° 08'
徳島飛行場	N34° 08' E134° 37'
三宅島空港	N34° 04' E139° 34'
小月飛行場	N34° 03' E131° 03'
防府飛行場	N34° 02' E131° 33'
小松島飛行場	N34° 00' E134° 38'
山口宇部空港	N33° 56' E131° 17'
芦屋飛行場	N33° 53' E130° 39'
北九州空港	N33° 51' E131° 02'
松山空港	N33° 50' E132° 42'
壱岐空港	N33° 45' E129° 47'
築城飛行場	N33° 41' E131° 02'
福岡空港	N33° 35' E130° 27' (標点A) N33° 41' E130° 23' (標点B)
南紀白浜空港	N33° 40' E135° 22'
高知空港	N33° 33' E133° 40'
大分空港	N33° 29' E131° 44'
目達原飛行場	N33° 20' E130° 25'
佐賀空港	N33° 09' E130° 18'
八丈島空港	N33° 07' E139° 47'
大村飛行場	N32° 56' E129° 56'
長崎空港	N32° 55' E129° 55'
熊本空港	N32° 50' E130° 51'
福江空港	N32° 40' E128° 50'
天草飛行場	N32° 29' E130° 10'
新田原飛行場	N32° 05' E131° 27'

宮崎空港	N31° 53' E131° 27'
鹿児島空港	N31° 48' E130° 43'
鹿屋飛行場	N31° 22' E130° 50'
種子島空港	N30° 36' E130° 59'
屋久島空港	N30° 23' E130° 40'
奄美空港	N28° 26' E129° 43'
喜界空港	N28° 19' E129° 56'
徳之島空港	N27° 50' E128° 53'
沖永良部空港	N27° 26' E128° 42'
与論空港	N27° 03' E128° 24'
久米島空港	N26° 22' E126° 43'
那覇空港	N26° 12' E127° 38'
北大東空港	N25° 57' E131° 20'
南大東空港	N25° 51' E131° 16'
下地島空港	N24° 50' E125° 09'
硫黄島飛行場	N24° 47' E141° 19'
宮古空港	N24° 47' E125° 18'
多良間空港	N24° 39' E124° 41'
新石垣空港	N24° 24' E124° 15'

B 次に掲げる空港等の標点を中心とする半径72kmの円内の区域の直上空域で地表又は水面から300m以上のもの(Aに係るもの及び東経124°の線の西側にあるものを除く。)

札幌飛行場、千歳飛行場、新千歳空港、函館空港、三沢飛行場、松島飛行場、仙台空港、新潟空港、宇都宮飛行場、小松飛行場、百里飛行場、成田国際空港、東京国際空港、美保飛行場、厚木飛行場、中部国際空港、浜松飛行場、明野飛行場、広島空港、関西国際空港、高松空港、徳島飛行場、築城飛行場、福岡空港(標点Aに限る。)、高知空港、大分空港、長崎空港、熊本空港、宮崎空港、鹿児島空港、鹿屋飛行場、那覇空港、下地島空港、硫黄島飛行場、新石垣空港

C 次に掲げる区域の直上空域で地表又は水面から600m以上のもの(A及びBに係るものを除く。)

(1) N43° 20' E145° 50' の地点、N43° 00' E145° 45' の地点、N42° 00'

E144° 10′ の地点、N40° 33′ E143° 56′ の地点、アスター (N39° 14′ E142° 32′)、ニコン (N38° 19′ E142° 28′)、N37° 25′ E142° 16′ の地点、N36° 55′ E142° 29′ の地点、ケイギス (N35° 49′ E142° 34′)、メレッド (N34° 14′ E141° 26′)、テマー (N33° 20′ E140° 06′)、N33° 07′ E139° 47′ の地点、ヨシ (N33° 10′ E138° 57′)、グレグ (N32° 53′ E138° 10′)、N33° 22′ E137° 43′ の地点、N33° 43′ E137° 48′ の地点、N33° 00′ E135° 50′ の地点、N30° 00′ E131° 30′ の地点、N29° 46′ E131° 53′ の地点、デルタ (N27° 52′ E130° 31′)、N25° 50′ E131° 15′ の地点、N25° 37′ E130° 58′ の地点、N25° 06′ E130° 35′ の地点、N24° 52′ E130° 22′ の地点、N24° 35′ E129° 44′ の地点、N24° 19′ E129° 32′ の地点、サーコン (N24° 07′ E126° 42′)、サーデック (N23° 00′ E123° 58′)、N23° 30′ E124° 00′ の地点、セドック (N24° 56′ E124° 00′)、エントック (N26° 19′ E125° 00′)、ガプティエ (N29° 01′ E128° 09′)、N30° 00′ E129° 30′ の地点、N32° 30′ E127° 30′ の地点、N34° 40′ E129° 10′ の地点、N37° 30′ E133° 00′ の地点、N38° 00′ E135° 50′ の地点、キャボー (N39° 14′ E137° 45′)、N40° 00′ E139° 00′ の地点、N43° 30′ E139° 30′ の地点、N45° 45′ E141° 00′ の地点、N45° 45′ E142° 00′ の地点、N44° 30′ E145° 40′ の地点を順次に結ぶ直線並びにN44° 30′ E145° 40′ の地点及びN43° 20′ E145° 50′ の地点を端点とする北海道と国後島の間の中間地点を結ぶ線により囲まれる区域

(2) 硫黄島タカン (N24° 47′ E141° 19′) を中心とする半径99kmの円内の区域

2 航空交通管制圏を指定すべき空港等及び航空交通管制圏 次表左欄に掲げるもの及び同表右欄に掲げるもの

航空交通管 制圏を指定 すべき空港 等	航空交通管制圏	
	名称	空域
女満別空港	女満別管制 圏	女満別空港の標点 (N43° 53′ E144° 10′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
旭川飛行場	旭川管制圏	旭川飛行場の標点 (N43° 48′ E142° 22′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域のうち、旭川飛行場の標点を中心とする半径

		9 kmの円と旭川空港の標点 (N43° 40′ E142° 27′) を中心とする半径 9 kmの円との交点を結ぶ直線の北側にある区域の直上空域で高度900m以下のもの
旭川空港	大雪管制圏	旭川空港の標点を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,200m以下のもの (旭川管制圏を除く。)
札幌飛行場	札幌管制圏	札幌飛行場の標点 (N43° 07′ E141° 23′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,200m以下のもの
釧路空港	釧路管制圏	釧路空港の標点 (N43° 02′ E144° 12′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
十勝飛行場	十勝管制圏	十勝飛行場の標点 (N42° 53′ E143° 10′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度450m以下のもの (帯広管制圏に係るものを除く。)
千歳飛行場	千歳管制圏	(1) 千歳飛行場の標点 (N42° 48′ E141° 40′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,850m以下のもの (2) 新千歳空港の標点 (N42° 47′ E141° 42′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの ((1) に係るものを除く。)
新千歳空港		
帯広空港	帯広管制圏	帯広空港の標点 (N42° 44′ E143° 13′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
函館空港	函館管制圏	函館空港の標点 (N41° 46′ E140° 49′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
大湊飛行場	大湊管制圏	大湊飛行場の標点 (N41° 14′ E141° 08′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
青森空港	青森管制圏	青森空港の標点 (N40° 44′ E140° 41′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,200m以下のもの
三沢飛行場	三沢管制圏	三沢飛行場の標点 (N40° 42′ E141° 22′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,850m以下のもの
八戸飛行場	八戸管制圏	八戸飛行場の標点 (N40° 33′ E141° 28′) を中心とする半径 9 kmの円内の区域の直上空域で高度 1,850m以下のもの

秋田空港	秋田管制圏	秋田空港の標点 (N39° 37' E140° 13') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
松島飛行場	松島管制圏	松島飛行場の標点 (N38° 24' E141° 13') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,500m 以下のもの
霞目飛行場	霞目管制圏	霞目飛行場の標点 (N38° 14' E140° 55') を中心とする半径 9 km の円内の区域で当該標点から真方位 92° 10' 及び 272° 10' の方向へのびる直線から 3 km の距離にある当該直線の南側の平行線の北側にあるものの直上空域で高度 1,500m 以下のもの
仙台空港	仙台管制圏	仙台空港の標点 (N38° 08' E140° 55') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの (霞目管制圏に係るものを除く。)
新潟空港	新潟管制圏	新潟空港の標点 (N37° 57' E139° 07') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
富山空港	富山管制圏	富山空港の標点 (N36° 39' E137° 11') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
宇都宮飛行場	宇都宮管制圏	宇都宮飛行場の標点 (N36° 31' E139° 52') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,200m 以下のもの
相馬原飛行場	相馬原管制圏	相馬原飛行場の標点 (N36° 26' E138° 57') を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち、当該標点から直方位 350° の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、同地点から真方位 270° の方向へのびる直線より北側にあるもののうち当該標点を中心とする半径 5 km の円の外側にある区域を除いたものの直上空域で高度 1,200m 以下のもの
小松飛行場	小松管制圏	小松飛行場の標点 (N36° 24' E136° 24') を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,850m 以下のもの
百里飛行場	百里管制圏	(1) 百里飛行場の標点 (N36° 11' E140° 25') を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち N36° 15' 53" E140° 24' 33" の地点と N36° 06' 00" E140° 23' 39" の地点を結ぶ直線の西側にあるものの直上空域で、高度 900m 以下のもの

		<p>の</p> <p>(2) 百里飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域のうちN36° 15′ 53″ E140° 24′ 33″ の地点とN36° 06′ 00″ E140° 23′ 39″ の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N36° 09′ 57″ E140° 24′ 01″ の地点とN36° 07′ 39″ E140° 29′ 35″ の地点を結ぶ直線の南側にあるものの直上空域で、高度1,850m未満のもの</p> <p>(3) 百里飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域のうちN36° 15′ 53″ E140° 24′ 33″ の地点とN36° 06′ 00″ E140° 23′ 39″ の地点を結ぶ直線の東側にあり、かつ、N36° 09′ 57″ E140° 24′ 01″ の地点とN36° 07′ 39″ E140° 29′ 35″ の地点を結ぶ直線の北側にいるものの直上空域で、高度1,850m以下のもの</p>
霞ヶ浦飛行場	霞ヶ浦管制圏	霞ヶ浦飛行場の標点 (N36° 02′ E140° 12′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m未満のもの
入間飛行場	入間管制圏	入間飛行場の標点 (N35° 51′ E139° 25′) を中心とする半径9kmの円内の区域で横田飛行場の標点 (N35° 45′ E139° 21′) から真方位171° 及び351° の方向へのびる直線から1.8kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあり、かつ、入間飛行場の標点を中心とする半径9kmの円周と立川飛行場の標点 (N35° 43′ E139° 24′) を中心とする半径9kmの円周の交点を結ぶ直線の北側にいるものの直上空域で、高度1,850m以下のもの
立川飛行場	立川管制圏	立川飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域のうち、横田飛行場の標点から真方位171° 及び351° の方向へのびる直線から1.8kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側の部分であつて、入間飛行場の標点を中心とする半径9kmの円周と立川飛行場の標点を中心とする半径9kmの円周の交点を結ぶ直線の南側であり、かつ、これらの交点のうち東側の交点とN35° 38′ E139° 28′ の地点とを結んだ直線の西側である部分の直上空域で、高度900m以下のもの

下総飛行場	下総管制圏	<p>(1) 下総飛行場の標点 (N35° 48′ E140° 01′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 600m 以下のもの</p> <p>(2) 下総飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域で N35° 47′ 01″ E140° 15′ 47″ の地点から真方位 254° の方向へのびる直線から 5 km の距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあるものの直上空域で、高度 1,050m 以下のもの ((1) に係るものを除く。)</p>
成田国際空港	成田管制圏	<p>次に掲げる区域の直上空域で高度 900m 以下のもの</p> <p>(1) 新東京国際空港の標点 (N35° 46′ E140° 23′) を中心とする半径 9 km の円内の区域</p> <p>(2) N35° 48′ 26″ E140° 17′ 49″ の地点、N35° 50′ 54″ E140° 23′ 41″ の地点、N35° 52′ 38″ E140° 22′ 25″ の地点、N35° 49′ 57″ E140° 16′ 47″ の地点及び N35° 48′ 26″ E140° 17′ 49″ の地点を順次に結ぶ線により囲まれる区域 ((1) に係るものを除く。)</p>
東京国際空港	東京管制圏	東京国際空港の標点 (N35° 33′ E139° 47′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
美保飛行場	美保管制圏	美保飛行場の標点 (N35° 30′ E133° 14′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,050m 以下のもの
舞鶴飛行場	舞鶴管制圏	舞鶴飛行場の標点 (N35° 29′ E135° 23′) を中心とする半径 7 km の円内の区域の直上空域で高度 1,200m 以下のもの
厚木飛行場	厚木管制圏	<p>(1) 厚木飛行場の標点 (N35° 27′ E139° 27′) を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち当該標点から真方位 0° 及び 180° の方向へのびる直線から 3.2 km の距離にある当該直線の西側の平行線の西側にあり、かつ、当該標点から真方位 40° 及び 220° の方向へのびる直線から 6.6 km の距離にある当該直線の西側の平行線の西側にあるものの直上空域で、高度 550m 以上 1,850m 以下のもの</p> <p>(2) 厚木飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域 ((1) の区域を除く。) の直上空域で高度 1,850m 以下のもの</p>

		もの
木更津飛行場	木更津管制圏	<p>(1) 木更津飛行場の標点 (N35° 24′ E139° 55′) を中心とする半径 9 km の円内の区域で N35° 25′ 47″ E139° 49′ 29″ の地点から真方位 54° 10′ の方向へのびる直線及び同地点から真方位 261° 09′ の方向へのびる直線の南側にあるものの直上空域で、高度 300m 未満のもの</p> <p>(2) 木更津飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域で N35° 23′ 45″ E139° 51′ 16″ の地点から真方位 54° 10′ の方向へのびる直線及び同地点から真方位 261° 09′ の方向へのびる直線の南側にあるものの直上空域で、高度 450m 未満のもの ((1) に係るものを除く。)</p> <p>(3) 木更津飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域で N35° 22′ 32″ E139° 52′ 21″ の地点から真方位 54° 10′ の方向へのびる直線及び同地点から真方位 261° 09′ の方向へのびる直線の南側にあるものの直上空域で、高度 600m 未満のもの ((1) 及び (2) に係るものを除く。)</p>
岐阜飛行場	岐阜管制圏	岐阜飛行場の標点 (N35° 24′ E136° 52′) を中心とする半径 9 km の円内の区域 (名古屋飛行場の標点 (N35° 15′ E136° 55′) を中心とする半径 9 km の円内にあるものを除く。) の直上空域で高度 1,850m 以下のもの
名古屋飛行場	名古屋管制圏	次に掲げる区域の直上空域で高度 900m 以下のもの <p>(1) 名古屋飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域</p> <p>(2) N35° 15′ E136° 59′ の地点、N35° 11′ E137° 01′ の地点、N35° 09′ E136° 57′ の地点、N35° 13′ E136° 54′ の地点及び N35° 15′ E136° 59′ の地点を順次に結ぶ線により囲まれる区域 ((1) に係るものを除く。)</p>
館山飛行場	館山管制圏	館山飛行場の標点 (N34° 59′ E139° 50′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 600m 以下のもの
中部国際空港	中部管制圏	中部国際空港の標点 (N34° 52′ E136° 48′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの

静岡飛行場	静岡管制圏	清浜飛行場の標点 (N34° 49′ E138° 18′) を中心とする半径 9 km の円内の区域で N34° 46′ 02″ E138° 19′ 46″ の地点から真方位 104° 及び 292° の方向へのびる直線の北側にあるものの直上空域で高度 1,850m 以下のもの
大阪国際空港	大阪管制圏	大阪国際空港の標点 (N34° 47′ E135° 26′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
浜松飛行場	浜松管制圏	浜松飛行場の標点 (N34° 45′ E137° 42′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,200m 以下のもの
神戸空港	神戸管制圏	(1) 神戸空港の標点 (N34° 38′ E135° 13′) を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち神戸空港の標点から真方位 84° 37′ 及び 264° 37′ の方向へのびる直線から 5.4 km の距離にある当該直線の北側にある平行線の北側にあるものの直上空域で高度 600m 以下のもの (2) 神戸空港の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち神戸空港の標点から直方位 84° 37′ 及び 264° 37′ の方向へのびる直線から 5.4 km の距離にある当該直線の北側にある平行線の南側にあるものの直上空域で高度 750m 以下のもの
八尾空港	八尾管制圏	(1) 八尾空港の標点 (N34° 36′ E135° 36′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 390m 以下のもの (2) 八尾空港の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域 (N34° 41′ E135° 33′ の地点を中心とする半径 8.1 km の円内にあるものを除く。) の直上空域で高度 600m 以下のもの ((1) に係るものを除く。)
岡山空港	岡山管制圏	岡山空港の標点 (N34° 45′ E133° 51′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
明野飛行場	明野管制圏	明野飛行場の標点 (N34° 32′ E136° 40′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 750m 以下のもの
広島空港	広島管制圏	広島空港の標点 (N34° 26′ E132° 55′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,200m 以下のもの

関西国際空港	関西管制圏	関西国際空港の標点 (N34° 26′ E135° 14′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
新高松空港	高松管制圏	高松空港の標点 (N34° 13′ E134° 01′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
徳島飛行場	徳島管制圏	徳島飛行場の標点 (N34° 08′ E134° 37′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,500m 以下のもの
小月飛行場	小月管制圏	小月飛行場の標点 (N34° 03′ E131° 03′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,500m 以下のもの
防府飛行場	防府管制圏	防府飛行場の標点 (N34° 02′ E131° 33′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,200m 以下のもの
小松島飛行場	小松島管制圏	小松島飛行場の標点 (N34° 00′ E134° 38′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの (徳島管制圏に係るものを除く。)
芦屋飛行場	芦屋管制圏	(1) 芦屋飛行場の標点 (N33° 53′ E130° 39′) を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち周防VOR (N33° 51′ E131° 02′) と福岡VOR (N33° 41′ E130° 23′) とを結ぶ直線から 7 km の距離にある当該直線の北側の平行線の北側にあるものの直上空域で高度 1,850m 以下のもの (2) 芦屋飛行場の標点を中心とする半径 9 km の円内の区域のうち周防VOR と福岡VOR とを結ぶ直線から 7 km の距離にある当該直線の北側の平行線の南側にあるものの直上空域で高度 600m 以下のもの
北九州空港	北九州管制圏	北九州空港の標点 (N33° 51′ E131° 02′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの (築城管制圏に係るものを除く。)
松山空港	松山管制圏	松山空港の標点 (N33° 50′ E132° 42′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 900m 以下のもの
築城飛行場	築城管制圏	(1) 築城飛行場の標点 (N33° 41′ E131° 02′) を中心とする半径 9 km の円内の区域の直上空域で高度 1,200m 以下のもの

		(2) 築城飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域でN34° 04′ 46″ E132° 08′ 50″ の地点と福岡VORとを結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の南側の平行線の南側にあるものの直上空域で、高度1,850m以下のもの((1) に係るものを除く。)
福岡空港	福岡管制圏	福岡空港の標点A (N33° 35′ E130° 27′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
高知空港	高知管制圏	高知空港の標点 (N33° 33′ E133° 40′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
大分空港	大分管制圏	大分空港の標点 (N33° 29′ E131° 44′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
目達原飛行場	目達原管制圏	目達原飛行場の標点 (N33° 20′ E130° 25′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
大村飛行場 長崎空港	長崎管制圏	長崎空港の標点 (N32° 55′ E129° 55′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
熊本空港	熊本管制圏	熊本空港の標点 (N32° 50′ E130° 51′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
新田原飛行場	新田原管制圏	新田原飛行場の標点 (N32° 05′ E131° 27′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度1,850m以下のもの
宮崎空港	宮崎管制圏	宮崎空港の標点 (N31° 53′ E131° 27′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
鹿児島空港	鹿児島管制圏	鹿児島空港の標点 (N31° 48′ E130° 43′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
鹿屋飛行場	鹿屋管制圏	(1) 鹿屋飛行場の標点 (N31° 22′ E130° 50′) を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度1,500m以下のもの (2) 鹿屋飛行場の標点を中心とする半径9kmの円内の区域でN31° 21′ 21″ E130° 50′ 56″ から真方位77° 及び257° の方向へのびる直線から9kmの距離にある当該直線の北側の平行線の南側にあり、かつ、鹿児島VORと中種子VOR

		を結ぶ直線から7kmの距離にある当該直線の東側の平行線の東側にあるものの直上空域で、高度1,850m以下のもの（（1）に係るものを除く。）
那覇空港	那覇管制圏	<p>1 次に掲げる区域の直上空域で高度600m未満のもの</p> <p>(1) 那覇空港の標点(N26° 12' E127° 38')を中心とする半径9kmの円内の区域のうちN26° 15' 07" E127° 42' 21"の地点から真方位232° 56'の方向へのびる直線の北側にあるもの</p> <p>(2) 那覇空港の標点を中心とする半径9kmの円内の区域のうちN26° 15' 07" E127° 42' 21"の地点から真方位232° 56'の方向へのびる直線の南側にあり、かつ、N26° 14' 29" E127° 41' 25"の地点から真方位125° 31'の方向へのびる直線の南側にあるもの</p> <p>2 那覇VORTAC(N26° 13' E127° 39')を中心とする半径34kmの円内の区域のうち、那覇VORTACから真方位010°の方向へのびる直線の西側にあり、かつ、那覇VORTACから真方位310°の方向へのびる直線の北側にあるものの直上空域で高度200m未満のもの(1に係るもの及びN26° 21' 20" E127° 46' 03"の地点を中心とする半径9kmの円内の区域を除く。)</p>
下地島空港	下地島管制圏	下地島空港の標点(N24° 50' E125° 09')を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの(宮古管制圏に係るものを除く。)
硫黄島飛行場	硫黄島管制圏	硫黄島飛行場の標点(N24° 47' E141° 19')を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度1,500m以下のもの
宮古空港	宮古管制圏	宮古空港の標点(N24° 47' E125° 18')を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの
新石垣空港	新石垣管制圏	新石垣空港の標点(N24° 24' E124° 15')を中心とする半径9kmの円内の区域の直上空域で高度900m以下のもの

改正文 (昭和三十八年三月一二日運輸省告示第八三号) 抄
昭和三十八年三月十五日から適用する。

改正文（昭和三十八年六月一日運輸省告示第一七八号）抄
昭和三十八年六月十五日から適用する。

改正文（昭和三十九年十一月九日運輸省告示第四一二号）抄
昭和三十九年十一月十日から適用する。

改正文（昭和三十九年三月二六日運輸省告示第九〇号）抄
昭和三十九年四月一日から適用する。

改正文（昭和三十九年六月二九日運輸省告示第二〇九号）抄
昭和三十九年六月三十日から適用する。

改正文（昭和三十九年七月七日運輸省告示第二二三号）抄
昭和三十九年七月十日から適用する。

改正文（昭和三十九年十一月八日運輸省告示第三四八号）抄
昭和三十九年十一月十日から適用する。

改正文（昭和三十九年四月一五日運輸省告示第一〇二号）抄
昭和三十九年四月十七日から適用する。

改正文（昭和三十九年五月一日運輸省告示第一三〇号）抄
昭和三十九年五月十二日から適用する。ただし、霞目飛行場及び仙台空港に係る改正規定は、昭和三十九年五月十五日から適用する。

改正文（昭和三十九年七月七日運輸省告示第一八五号）抄
昭和三十九年七月十日から適用する。

改正文（昭和三十九年七月二四日運輸省告示第二〇五号）抄
昭和三十九年七月三十日から適用する。

改正文（昭和三十九年十二月一四日運輸省告示第三五六号）抄
昭和三十九年十二月十五日から適用する。

改正文（昭和三十九年十二月一九日運輸省告示第三六三号）抄
昭和三十九年一月十一日から適用する。

改正文（昭和三十九年十二月二五日運輸省告示第三八〇号）抄
昭和三十九年一月一日から適用する。

改正文（昭和三十九年一月五日運輸省告示第三号）抄
昭和三十九年一月十一日から適用する。

改正文（昭和三十九年一月一八日運輸省告示第一七号）抄
昭和三十九年一月二十日から適用する。

改正文 (昭和四三年三月二九日運輸省告示第九二号) 抄
昭和四十三年四月一日から適用する。

改正文 (昭和四三年四月一三日運輸省告示第一〇九号) 抄
昭和四十三年四月十五日から適用する。

改正文 (昭和四三年五月一〇日運輸省告示第一三七号) 抄
昭和四十三年五月十五日から適用する。

改正文 (昭和四三年五月三〇日運輸省告示第一六四号) 抄
昭和四十三年六月一日から適用する。ただし、IA及びIBに係る改正規定は六月十日から適用する。

改正文 (昭和四三年七月二四日運輸省告示第二三三号) 抄
昭和四十三年七月二十五日から適用する。

改正文 (昭和四三年一二月一〇日運輸省告示第三九九号) 抄
昭和四十三年十二月十二日から適用する。

改正文 (昭和四四年五月九日運輸省告示第一二三号) 抄
昭和四十四年五月十日から適用する。

改正文 (昭和四四年六月二八日運輸省告示第一七二号) 抄
昭和四十四年七月一日から適用する。

改正文 (昭和四四年七月一九日運輸省告示第一九九号) 抄
昭和四十四年七月二十日から適用する。

改正文 (昭和四四年八月二二日運輸省告示第二三九号) 抄
昭和四十四年八月二十三日から適用する。

改正文 (昭和四四年一二月一一日運輸省告示第三〇九号) 抄
昭和四十四年十二月十一日から適用する。

改正文 (昭和四四年一二月一〇日運輸省告示第三三六号) 抄
昭和四十四年十二月十一日から適用する。

改正文 (昭和四五年三月四日運輸省告示第六七号) 抄
昭和四十五年三月六日から適用する。

改正文 (昭和四五年五月九日運輸省告示第一二九号) 抄

1 B (23) の次に一号を加える改正規定は昭和四十五年五月十五日から、1 C (18) の3及び1 C (19) aの改正規定は同月二十日から適用する。

改正文 (昭和四五年一〇月二六日運輸省告示第二八七号) 抄

昭和四十五年十一月十二日から適用する。

改正文 （昭和四五年十一月一日運輸省告示第三〇七号） 抄
昭和四十五年十一月十二日から適用する。

改正文 （昭和四六年三月一日運輸省告示第七四号） 抄
昭和四十六年四月一日から適用する。

改正文 （昭和四六年四月二三日運輸省告示第一三八号） 抄
昭和四十六年四月二十四日から適用する。

改正文 （昭和四六年六月一日運輸省告示第二一一号） 抄
昭和四十六年六月十五日から適用する。

改正文 （昭和四六年六月三〇日運輸省告示第二三四号） 抄
昭和四十六年七月一日から適用する。

改正文 （昭和四六年七月二七日運輸省告示第二六六号） 抄
昭和四十六年八月一日から適用する。

改正文 （昭和四六年一〇月一二日運輸省告示第三六五号） 抄
昭和四十六年十月十六日から適用する。

改正文 （昭和四六年十一月二七日運輸省告示第四一四号） 抄
昭和四十六年十二月一日から適用する。

改正文 （昭和四七年三月二九日運輸省告示第九九号） 抄
昭和四十七年四月一日から適用する。

改正文 （昭和四八年一月一日運輸省告示第七号） 抄
昭和四十八年一月十一日から適用する。

改正文 （昭和四九年五月一四日運輸省告示第一七一号） 抄
昭和四十九年五月十五日から適用する。

改正文 （昭和四九年八月九日運輸省告示第三一七号） 抄
昭和四十九年八月十日から適用する。

改正文 （昭和五〇年四月二四日運輸省告示第一九七号） 抄
昭和五十年五月一日から適用する。

改正文 （昭和五〇年一〇月三日運輸省告示第四五四号） 抄
昭和五十年十月十日から適用する。

改正文 （昭和五〇年一〇月六日運輸省告示第四六三号） 抄
昭和五十年十月十日から適用する。

改正文 (昭和五二年三月二三日運輸省告示第一五九号) 抄
昭和五十二年三月二十四日から適用する。

改正文 (昭和五二年四月二〇日運輸省告示第二一九号) 抄
昭和五十二年五月一日から適用する。

改正文 (昭和五二年六月七日運輸省告示第二九八号) 抄
昭和五十二年六月十日から適用する。

改正文 (昭和五二年十一月四日運輸省告示第五五五号) 抄
昭和五十二年十一月七日から適用する。

改正文 (昭和五二年十二月一九日運輸省告示第六五五号) 抄
昭和五十二年十二月二十日から適用する。

改正文 (昭和五三年一月六日運輸省告示第三号) 抄
昭和五十二年十二月二十五日から適用する。

改正文 (昭和五三年二月二一日運輸省告示第一〇四号) 抄
昭和五十三年三月一日から適用する。

改正文 (昭和五三年三月二五日運輸省告示第一六一号) 抄
運輸大臣が別に告示で定める日から適用する。

(昭和五三年運輸省告示第一九六号で昭和五三年五月二〇日から適用)

(昭五三運告一七八・一部改正)

改正文 (昭和五三年一〇月四日運輸省告示第四九七号) 抄
昭和五十三年十月五日から適用する。

改正文 (昭和五三年十一月二日運輸省告示第五六三号) 抄
昭和五十三年十一月二日から適用する。

改正文 (昭和五四年五月一五日運輸省告示第二七一号) 抄
昭和五十四年五月十五日から適用する。

改正文 (昭和五四年九月一三日運輸省告示第五一七号) 抄
昭和五十四年十月一日から適用する。

改正文 (昭和五四年一〇月三日運輸省告示第五五八号) 抄
昭和五十四年十月四日から適用する。

改正文 (昭和五五年一〇月一八日運輸省告示第四九七号) 抄
昭和五十五年十一月一日から適用する。

改正文 (昭和五六年一月二二日運輸省告示第四〇号) 抄

昭和五十六年三月一日から適用する。

改正文 （昭和五十六年四月二三日運輸省告示第二〇九号） 抄
昭和五十六年四月二十三日から適用する。

改正文 （昭和五十六年五月一四日運輸省告示第二四五号） 抄
昭和五十六年六月二十六日から適用する。

改正文 （昭和五十六年五月二一日運輸省告示第二五六号） 抄
昭和五十六年六月十一日から適用する。

改正文 （昭和五十六年八月六日運輸省告示第三五八号） 抄
昭和五十六年九月三日から適用する。

改正文 （昭和五十七年九月三〇日運輸省告示第四六〇号） 抄
昭和五十七年十月二十八日から適用する。

改正文 （昭和五十七年一〇月二八日運輸省告示第五二二号） 抄
昭和五十七年十一月二十五日から適用する。

改正文 （昭和五十八年一月二一日運輸省告示第三九号） 抄
昭和五十八年三月一日から適用する。

改正文 （昭和五十八年三月一七日運輸省告示第一一〇号） 抄
昭和五十八年四月十四日から適用する。

改正文 （昭和五十八年七月七日運輸省告示第三〇六号） 抄
昭和五十八年八月四日から適用する。

改正文 （昭和五十八年八月四日運輸省告示第三四五号） 抄
昭和五十八年九月一日から適用する。

改正文 （昭和五十八年九月一日運輸省告示第三九八号） 抄
昭和五十八年九月二十九日から適用する。

改正文 （昭和五十八年九月二九日運輸省告示第四五七号） 抄
昭和五十八年十月二十七日から適用する。

改正文 （昭和五十八年一〇月二七日運輸省告示第五二七号） 抄
昭和五十八年十二月十四日から適用する。

改正文 （昭和五十八年一二月二二日運輸省告示第六四八号） 抄
昭和五十九年一月十九日から適用する。

改正文 （昭和五十九年二月一六日運輸省告示第九五号） 抄
昭和五十九年三月十八日から適用する。

改正文 (昭和五九年四月一二日運輸省告示第一九〇号) 抄
昭和五十九年五月十二日から適用する。

改正文 (昭和五九年五月一〇日運輸省告示第二五一号) 抄
昭和五十九年六月七日から適用する。

改正文 (昭和五九年六月七日運輸省告示第三二一号) 抄
昭和五十九年七月五日から適用する。

改正文 (昭和五九年八月三〇日運輸省告示第四五五号) 抄
昭和五十九年九月二十七日から適用する。

改正文 (昭和五九年十一月二二日運輸省告示第六〇三号) 抄
昭和五十九年十二月二十日から適用する。

改正文 (昭和六〇年一月一七日運輸省告示第一八号) 抄
昭和六十年四月一日から適用する。

改正文 (昭和六〇年三月一四日運輸省告示第一二一号) 抄
昭和六十年四月二十二日から適用する。

改正文 (昭和六〇年八月一日運輸省告示第三二二号) 抄
昭和六十年八月二十九日から適用する。

改正文 (昭和六〇年八月二九日運輸省告示第三七八号) 抄
昭和六十年九月二十六日から適用する。

改正文 (昭和六一年一月一六日運輸省告示第一七号) 抄
昭和六十一年二月十三日から適用する。

改正文 (昭和六一年七月三一日運輸省告示第三四七号) 抄
昭和六十一年九月二十五日から適用する。

改正文 (昭和六一年一〇月二三日運輸省告示第四九五号) 抄
昭和六十一年十二月十八日から適用する。

改正文 (昭和六二年二月一二日運輸省告示第八七号) 抄
昭和六十二年三月十二日から適用する。

改正文 (昭和六二年四月二三日運輸省告示第二七三号) 抄
昭和六十二年四月二十四日から適用する。

改正文 (昭和六二年一〇月二二日運輸省告示第五三六号) 抄
昭和六十二年十一月十九日から適用する。

改正文 (昭和六二年一二月一七日運輸省告示第六四六号) 抄

昭和六十三年一月三十日から適用する。

改正文（昭和六三年一月一四日運輸省告示第一〇号）抄
昭和六十三年二月十一日から適用する。

改正文（昭和六三年二月一五日運輸省告示第八六号）抄
昭和六十三年三月十一日から適用する。

改正文（昭和六三年六月二日運輸省告示第二六〇号）抄
2の表東京国際空港の項の改正規定は昭和六十三年七月二日から、1A(7)、1C(6)、
1F(31)及び1F(34)の改正規定は昭和六十三年七月十日から、2の表千歳飛行場の項
の改正規定は昭和六十三年七月二十日から適用する。

改正文（昭和六三年六月三〇日運輸省告示第三一三号）抄
昭和六十三年七月二十八日から適用する。

改正文（昭和六三年十一月一七日運輸省告示第五四五号）抄
昭和六十四年一月十二日から適用する。

改正文（平成元年三月九日運輸省告示第一〇一号）抄
平成元年三月十日から適用する。

改正文（平成元年六月二九日運輸省告示第三六一号）抄
1F(3)の6、(4)及び(5)の改正規定は平成元年七月二十七日から、1B(11)
及び(12)の改正規定、1D(1)の6の次に1D(1)の7及び(1)の8を加える改正
規定、1E中(1)の11を(1)の12とし、(1)の10を(1)の11とし、(1)の9を
(1)の10とし、(1)の8を(1)の9とし、(1)の7を(1)の8とし、(1)の
6を(1)の7とし、(1)の5を(1)の6とし、(1)の4を(1)の5とし、(1)
の3の次に1E(1)の4を加える改正規定並びに1F(1)の11の改正規定は平成元年七
月二十八日から適用する。

改正文（平成元年一〇月一九日運輸省告示第五七五号）抄
平成元年十一月十六日から適用する。

改正文（平成元年十一月一六日運輸省告示第六三五号）抄
1B(42)及び1F(16)の改正規定は平成元年十二月十四日から、1F(17)の2、(19)
a、(19)c、(20)及び(21)並びに2の表高松空港の項の改正規定は平成元年十二月十
六日から適用する。

改正文（平成二年七月二六日運輸省告示第三八〇号）抄
平成二年九月二十日から適用する。

改正文 (平成二年九月二〇日運輸省告示第四六三号) 抄
平成二年十月二十日から適用する。

改正文 (平成二年一〇月一八日運輸省告示第五一一号) 抄
平成二年十二月十三日から適用する。

改正文 (平成三年二月七日運輸省告示第七七号) 抄
平成三年三月七日から適用する。

改正文 (平成三年三月七日運輸省告示第一二八号) 抄
1 B (29)、1 F (17) の2及び1 F (18) の4の改正規定は平成三年四月四日から、1 A (6) の改正規定は平成三年四月十三日から適用する。

改正文 (平成三年三月三〇日運輸省告示第一八九号) 抄
平成三年四月一日から適用する。

改正文 (平成三年六月六日運輸省告示第三〇五号) 抄
平成三年七月一日から適用する。

改正文 (平成三年八月二二日運輸省告示第四三三号) 抄
平成三年十月一日から適用する。

改正文 (平成三年九月一九日運輸省告示第四八四号) 抄
平成三年十一月一日から適用する。

改正文 (平成三年十一月一四日運輸省告示第六〇三号) 抄
平成三年十二月十二日から適用する。

改正文 (平成四年三月五日運輸省告示第一二四号) 抄
平成四年四月二日から適用する。

改正文 (平成四年十一月二日運輸省告示第五九八号) 抄
平成四年十二月十日から適用する。ただし、2の表の改正規定は平成四年十二月十八日から適用する。

改正文 (平成五年二月四日運輸省告示第九一号) 抄
1 F (31) e及び1 F (31) の3の改正規定は平成五年三月四日から、1 F (6) の3、1 F (8) の4、1 F (8) の8及び1 F (10) の2の改正規定は平成五年三月二十日から適用する。

改正文 (平成五年四月二八日運輸省告示第二六〇号) 抄
平成五年六月二十四日から適用する。

改正文 (平成五年五月二七日運輸省告示第三二四号) 抄

公布の日から適用する。ただし、1 F (18) の4、1 F (18) の5、1 F (22) a及び1 F (23) の改正規定は平成五年七月二日から適用する。

改正文 (平成五年九月一六日運輸省告示第五四八号) 抄
平成五年十月二十九日から適用する。

改正文 (平成五年一〇月一四日運輸省告示第六二四号) 抄
平成五年十二月九日から適用する。

改正文 (平成五年一一月一一日運輸省告示第六六三号) 抄
平成五年十二月九日から適用する。

改正文 (平成六年一月一四日運輸省告示第二二号) 抄
公布の日から適用する。

改正文 (平成六年三月三日運輸省告示第一四一号) 抄
1の規定については平成六年四月二十八日から、2の規定については平成六年三月三十一日から適用する。

改正文 (平成六年三月三十一日運輸省告示第二三三号) 抄
平成六年五月十八日から適用する。

改正文 (平成六年五月二六日運輸省告示第三六三号) 抄
平成六年七月二十一日から適用する。

改正文 (平成六年六月二三日運輸省告示第四一五号) 抄
平成六年九月四日から適用する。

改正文 (平成六年一二月八日運輸省告示第七八一号) 抄
仙台NDBに係るものにあつては平成六年十二月八日から、南紀VORに係るものにあつては平成七年一月五日から適用する。

改正文 (平成八年二月二九日運輸省告示第九四号) 抄
平成八年三月二十八日から適用する。

改正文 (平成八年一〇月九日運輸省告示第五九四号) 抄
平成八年十一月七日から適用する。

附 則 (平成九年一月三〇日運輸省告示第四六号)
この告示は、平成九年三月二十七日から適用する。

附 則 (平成一〇年六月一八日運輸省告示第三〇七号)
この告示は、平成十年七月十七日から施行する。ただし、1 F (3) の5、1 F (3) の6、1 F (3) の8、1 F (5) 及び1 F (6) の2の改正規定は平成十年七月十八日から、

1 F (24) gの改正規定は平成十年七月二十八日から施行する。

附 則 (平成一〇年七月一六日運輸省告示第三六八号)

この告示は、平成十年九月十日から施行する。

附 則 (平成一〇年十一月五日運輸省告示第六一七号)

この告示は、平成十年十二月三十一日から施行する。

附 則 (平成一一年二月二五日運輸省告示第一〇二号)

この告示は、平成十一年三月二十五日から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月七日運輸省告示第六五四号)

この告示は、平成十一年十一月十一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月二〇日運輸省告示第二一三号)

この告示は、平成十二年五月十八日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月五日運輸省告示第三二九号)

この告示は、平成十二年十一月二日から施行する。

附 則 (平成一三年二月二二日国土交通省告示第一三六号)

この告示は、平成十三年三月二十二日から施行する。

附 則 (平成一三年三月二二日国土交通省告示第二八五号)

この告示は、平成十三年四月十九日から施行する。

附 則 (平成一三年八月九日国土交通省告示第一三一一号)

この告示は、平成十三年九月六日から施行する。

附 則 (平成一三年九月六日国土交通省告示第一三九六号)

この告示は、平成十三年十月四日から施行する。

附 則 (平成一三年十一月一日国土交通省告示第一六一八号)

この告示は、平成十三年十一月二十九日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二一日国土交通省告示第九七号)

この告示は、平成十四年四月十八日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日国土交通省告示第二八二号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、1 D (8) の2、1 D (8) の6、1 D (8) の8及び1 D (8) の9の項並びに2の表新東京国際空港の項の改正規定は、平成十四年四月十八日から施行する。

附 則 (平成一四年八月八日国土交通省告示第六九八号)

この告示は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年九月一五日国土交通省告示第七八五号)
この告示は、平成十四年十月三十一日から施行する。

附 則 (平成一四年一〇月三一日国土交通省告示第九五五号)
この告示は、平成十四年十一月二十八日から施行する。

附 則 (平成一五年二月二〇日国土交通省告示第一三六号)
この告示は、平成十五年三月二十日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一七日国土交通省告示第四三三号)
この告示は、平成十五年五月十五日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一五日国土交通省告示第六三五号)
この告示は、平成十五年七月七日から施行する。

附 則 (平成一五年八月七日国土交通省告示第一一五八号)
この告示は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月四日国土交通省告示第一二六四号)
この告示は、平成十五年十月十日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月二日国土交通省告示第一三三八号)
この告示は、平成十五年十月三十日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月三〇日国土交通省告示第一四二四号)
この告示は、平成十五年十一月二十七日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日国土交通省告示第一六三〇号)
この告示は、平成十六年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二五日国土交通省告示第一六三一号)
この告示は、平成十六年二月十九日から施行する。

改正文 (平成一六年六月一〇日国土交通省告示第六四三号) 抄
平成十六年七月八日から適用する。

改正文 (平成一六年九月二日国土交通省告示第一〇五四号) 抄
平成十六年十月一日から適用する。

改正文 (平成一六年一二月二五日国土交通省告示第一四五四号) 抄
平成十七年一月二十日から適用する。

改正文 (平成一七年二月二日国土交通省告示第一二九号) 抄
平成十七年二月十七日から適用する。

附 則 (平成一七年七月二一日国土交通省告示第六九二号) 抄

1 この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月一日国土交通省告示第九二八号)

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二二日国土交通省告示第一四六九号)

この告示は、平成十八年二月十六日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一六日国土交通省告示第二六六号)

この告示は、平成十八年三月十六日から施行する。ただし、2の表調布飛行場の項を削る改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月二一日国土交通省告示第一五一八号)

この告示は、平成十九年一月十八日から施行する。

附 則 (平成一九年六月七日国土交通省告示第七九四号)

この告示は、平成十九年八月二日から施行する。

附 則 (平成一九年八月三〇日国土交通省告示第一一五五号)

この告示は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一〇月二三日国土交通省告示第一二七五号)

この告示は、平成二十年十一月二十日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二〇日国土交通省告示第一三六二号)

この告示は、平成二十年十二月十八日から施行する。

附 則 (平成二一年一月一五日国土交通省告示第三七号)

この告示は、平成二十一年二月十二日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一二日国土交通省告示第二六八号)

この告示は、平成二十一年四月九日から施行する。

附 則 (平成二一年五月七日国土交通省告示第五〇六号)

この告示は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 (平成二一年八月二七日国土交通省告示第九五六号)

この告示は、平成二十一年十月二十二日から施行する。

附 則 (平成二二年三月一一日国土交通省告示第一八三号)

この告示は、平成二十二年四月八日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三〇日国土交通省告示第二五六号)

この告示は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二日国土交通省告示第五八七号)

この告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 （平成二三年八月二五日国土交通省告示第八五五号）

この告示は、平成二十三年九月二十二日から施行する。

附 則 （平成二三年八月二五日国土交通省告示第八五六号）

この告示は、平成二十三年十月二十日から施行する。

附 則 （平成二三年十一月一七日国土交通省告示第一一八八号）

この告示は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

附 則 （平成二五年二月七日国土交通省告示第一二一号）

この告示は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則 （平成二五年九月一九日国土交通省告示第八六七号）

この告示は、平成二十五年十一月十四日から施行する。

附 則 （平成二八年二月四日国土交通省告示第二八五号）

この告示は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成二八年九月一五日国土交通省告示第一〇六八号）

この告示は、平成二十八年十一月十日から施行する。

附 則 （令和元年五月二三日国土交通省告示第六四号）

この告示は、令和元年七月十八日から施行する。

附 則 （令和二年二月二七日国土交通省告示第一九〇号）

この告示は、令和二年三月二十六日から施行する。

附 則 （令和四年一月二日国土交通省告示第一〇九八号） 抄

この告示は、令和四年十二月一日から施行する。

附 則 （令和五年二月二二日国土交通省告示第一二四号）

この告示は、令和五年三月二十三日から施行する。